

用語解説

あ行

アクセス

目的地までに近づくこと、又はその方法。交通アクセスは目的地までの交通の便や手段のこと

運動公園

都市住民全般の、主として運動の用に供することを目的とする都市公園。都市規模に応じ、1箇所当たり面積を15～75haを標準として配置される。

エルフィンパーク

北広島駅に隣接する東西連絡橋の橋上広場の愛称。エルフィンは森に住む妖精のこと。

NPO

民間非営利組織と訳される。営利を目的としない組織・団体で、公益法人（社団法人、財団法人等）でないもの。様々な社会活動、市民活動の組織が生まれている。

か行

街区公園

主に街区内に居住する人の利用を目的とする公園で、面積は0.25haを標準として配置される。

北広島市環境基本計画

平成12年3月に制定した北広島市環境基本条例の基本理念を実現するため、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境を保全する上で支障の原因となるおそれがあるもの。

観光農園

農業に関わる様々な体験を通して、人々が楽しみながら農業への理解を深めるとともに、消費者と生産者の交流の場ともなる農園のこと。本市では、いちご園やぶどう園がある。

環状グリーンベルト構想

札幌市の市街地をベルト状の緑の輪で包み込むことにより、都市生活の中でも日常的に自然の息吹を感じとれる“緑に包まれたまちづくり”を進めようとする構想。

北広島市緑のまちづくり条例

市と市民が一体となって北広島市の恵まれた緑を適切に保全し、なお一層の緑の創造と育成を

図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された条例。市と市民、事業者の責務を明らかにするとともに、緑保全地区や保存樹の指定、緑の推進員や緑のまちづくり審議会について定めている。

北広島市緑のまちづくり審議会

北広島市緑のまちづくり条例第17条に基づき設置された、緑化の推進等に関する事項を調査審議する諮問機関。定数は10人以内とし、緑化の推進等に関し知識経験を有する者及び市民のうちから、市長が委嘱する。任期は2年。

旧島松駅通所

駅通所は、人馬を配置し、荷物や文書を引き継いで輸送していく中継所のこと。島松駅通所は、明治6年(1873年)札幌本道(国道36号)開通の際、沿道の島松に配置され、明治17年(1884年)から明治30年(1897年)の廃止まで中山久蔵が管理を任されていた。道内に残る最古の駅通所として、昭和59年(1984年)に国指定史跡となった。

近隣公園

主に近隣に居住する人の利用を目的とする公園で、面積は2haを標準として配置される。

クラーク記念碑

札幌農学校教頭W・S・クラーク博士が明治10年(1877年)4月に帰国の際、「ボーイズ・ビー・アンビシャス」の言葉を残した旧島松駅通所のそばに建つ記念碑。

さ行

在来種

在来種とは、本来的に、日本国内において生態系の構成要素となっている日本産の種をいう。(実体的には、日本産の種のリストから、概ね明治時代以降に導入されたと推定される移入種を除いた種として捉えられる。)

市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として蔬菜類等の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸付ける農園のこと。最近では、地方公共団体や農協等が市街地内に残された農地の活用を図りつつ、市民のニーズに応えるため、農地所有者から農地を借り上げ設置するケースが多くなっている。

総合公園

都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1箇所当たり10～50haを標準として配置される。

た行

地区公園

主に徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置される。

道央馬追サイクルネットワーク構想

札幌圏から南空知圏の馬追丘陵に至るサイクリングルートの計画。本市、長沼町、栗山町、由仁町を結ぶ広域的なサイクリングネットワークをめざす。

都市計画マスタープラン

市町村が、住民の意見を反映しながら、都市づくりの将来ビジョンをたて、地域ごとの市街地整備の方針や諸施設の配置方針などをきめ細かく定める計画のこと。平成4年(1992年)、都市計画法の改正により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として制度化された。

な行

中山久蔵による寒地稲作発祥の地

明治6年(1873年)、本市の島松に入植した中山久蔵が初めて寒冷地でも育つ稲の開発に成功、種もみを全道に広め、寒地稲作の祖と称えられた。その記念碑が島松の地に建っている。

二次林

その土地本来の自然植生が災害や人為によって破壊されたあとにその置き換えとして発達している森林。日本の雑木林は、薪炭材を確保するために切られたあと自然に再生したもので二次林とよばれる。

は行

バイオブロック工法

再生紙ダンボールから作られた六角型の植栽用ポット。根を傷めず植栽することが可能で植穴を必要としない。ポットは数年で風化する。

パートナーシップ

共通の目的を達成するために、市民・事業者・行政などが対等な立場で、それぞれの役割を担いながら、連携・協働すること。

広場公園

主に商業・業務系の土地利用が行われている地域において、都市景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供されることを目的とする

風致地区

都市計画法に基づき、都市の風致を維持するため定める地区。建築など風致に影響を及ぼす行為について一定の規制が設けられている。

ホームページ

企業や個人などによってインターネットで情報が公開されている電子文書のこと。

ま行

民間施設における緑化の基準及び協議に関する要項

北広島市緑のまちづくり条例に規定する民間施設における緑化に関し、必要な事項を定める要項。緑化の基準、緑化の方法、協議の方法などを定めている。

無立木地

森林法上、植林が必要なところで、伐採跡地や立木密度が30%未満の所をいう。

や行

野生生物

野生生物保護基本法で定義する野生生物とは、動物界、植物界(藻類を含む)、菌界(地衣類、変形菌類を含む)に属するすべての野生の生物種を指す。

ら行

緑化重点地区

緑化の推進を重点的に図るべき地区として都市緑地保全法第2条の2第2項第3号二に規定している緑の基本計画に任意に定める事項の1つ。当該市町村の緑地の状況等を勘案し、特に重点的に緑化を図るべき地区を定めるもの。

緑化センター

緑に親しみ、緑を大切にすることを育むため、緑化に関する相談、指導や普及啓発などを行う施設のこと。

緑地協定

都市緑地保全法第14条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化の推進に関する協定。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後その区域に移転してきた者に対しても効力を有する

緑地保全地区

都市計画区域内の緑地のうち、良好な自然環境を形成している緑地を保全するために定められる地区であり、保全に著しく支障のある行為は禁止される。このため、損失補償、土地の買入れの制度が設けられている。

緑被率

区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地・草地・農耕地・水辺地・及び公園緑地等、植物の緑で被覆された土地、もしくは緑で被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総称である。

林地開発

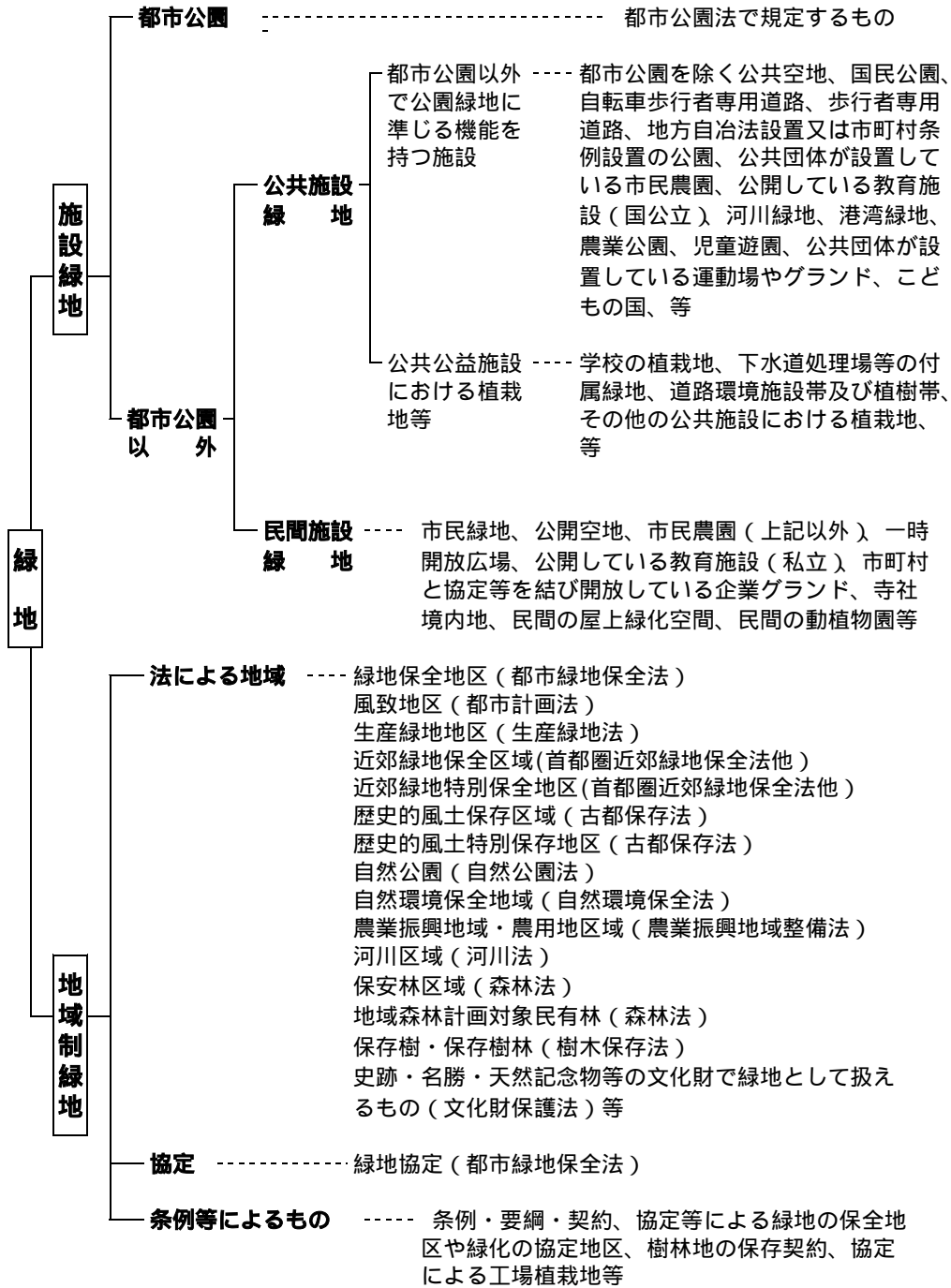
森林を伐採し、住宅、畑、駐車場、砂利採取等のための土地の形質変更をする行為です。森林の有する公益的な機能を保全し、森林の土地の適正な利用を図るため、この行為には森林法第10条の2により、民有林である林地の開発については都道府県知事の許可が必要である。

わ行

ワークショップ

あるテーマを決め、参加者が自由な討論を行いながら方向性を見い出していくこと。市民参加の一つの手法として、近年多く用いられるようになった。

緑地の種類



都市公園の分類

区分・名称		定義	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積2haを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
広域公園		主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。	
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。	
都市緑地		都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図ることを目的とする緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。	
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。	

市民ワークショップ会議

項 目	内 容 (検 討 テ ー マ)	開 催 日
平成13年度 現 況 調 査	第 1 回 (北広島の緑の)「好きな場所、改善したい場所」 ・ワークショップのルール説明のあと、各テーブルに分かれて話し合った。	平成13年 9 月21日
	第 2 回 「北広島の緑を眺めてみよう」(ウォッチング) ・第 1 回ワークショップで出された緑資源を実際に見に行き、緑のよさや改善点などの確認を行った。	平成13年10月14日
	第 3 回 「緑づくりのアイデア」 ・第 1 回、2 回の結果報告のあと、各テーブルに分かれ、アイデアを出し合った。	平成13年11月16日
	第 4 回 「第 1 回、第 2 回、第 3 回ワークショップ会議のまとめの確認」 「ワークショップ会議のまとめから見える北広島の緑づくりの検討テーマ」 ・これまでのワークショップ会議意見のとりまとめと、今後の検討テーマについて全体討議形式で話し合った。	平成14年 2 月 8 日
平成14年度 素 案 作 成	第 1 回 「緑の将来像」 ・14年度の進め方、南の里地区緑地保全計画についての進捗報告のあと、各テーブルに分かれ、将来像にふさわしいキャッチコピーなどについて話し合った。	平成14年 6 月19日
	第 2 回 「緑づくりの実現に向けた方策の検討」 ・計画編骨子の作業進捗の報告のあと、系統別に分かれ、実現に向け市民がすべきこと、行政がすべきことについて話し合った。	平成14年 8 月30日
	第 3 回 「現在までのワークショップ意見のまとめ」 ・現在までのワークショップ意見のまとめを振り返り、全体討議形式で市民意見として盛り込みたい内容について意見交換し、施策の基本方向について関心のあるものに、参加メンバー全員で投票を行った。	平成14年10月31日
	第 4 回 「中間報告案について討議」 ・中間報告案を説明したあと、全体討議形式で内容について意見交換を行った。	平成15年2月26日

・ 市民ワークショップメンバー

	氏 名		氏 名
1	福田 匡恭	20	菅田 秀美
2	重本 賢治	21	青柳 恵美子
3	森 なおえ	22	白石 弘一
4	佐藤 清一	23	松野 敏
5	奥 晴夫	24	秋場 文恵
6	小沢 清和	25	富田 辰夫
7	室松 泰子	26	吉川 悦子
8	斉藤 トキ江	27	中村 桂子
9	奥 さよ子	28	屋野 とみ子
10	福原 明美	29	阪内 和也
11	岩松 順子	30	工藤 栄美子
12	野口 親司	31	冬澤 たみ子
13	梅村 芳樹	32	神尾 鈴子
14	小池 こと	33	吉田 有美子
15	寶示戸 貞雄	34	水野 幸子
16	南條 元	35	村川 栄太郎
17	伊藤 道夫	36	中村 和子
18	加藤 和子	37	ソウ サイハ
19	小林 令子		

北広島市緑のまちづくり審議会

・ 審議会委員

	氏 名		氏 名
会 長	五十嵐 恒夫	委 員	加藤 和子
会長代理	浅川 昭一郎	"	森本 玲子
委 員	鈴木 重紀	"	神戸 忠
"	筒井 宣昭	"	柿澤 宏昭
"	藤原 晴美	"	小屋 亮子

・ 審議会の開催経過

年 月 日	備 考
平成13年 4月 9日	報 告
平成13年 7月 26日	緑ウォッチング
平成14年 3月 12日	報 告
平成14年 12月 19日	報 告
平成15年 8月 7日	協 議
平成15年 9月 27日	協 議
平成15年 12月 18日	協 議
平成16年 4月 28日	諮 問・答 申